

海南市立亀川小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 1 日作成
令和 7 年 9 月 1 日改訂

海南市立亀川小学校

構 成

- 1 はじめに
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
 - (1) いじめに見られる集団構造
 - (2) いじめの態様
- 4 いじめの防止等の学校の取組
 - (1) いじめの防止等の対策のための組織
 - (2) 未然防止
 - ア 道徳教育及び体験活動等の充実
 - イ 児童会活動等の活性化
 - ウ 児童の人権意識の向上
 - エ 授業づくりの改善と工夫
 - オ 開かれた学校づくり
 - カ インターネット上のいじめの防止
 - (3) 早期発見・早期対応
 - ア 早期発見
 - イ 早期対応
 - ウ 関係機関との連携
 - エ インターネット上のいじめへの対応
 - (4) 教職員の資質能力の向上
 - (5) 家庭・地域との連携
 - (6) 継続的な指導・支援
 - (7) いじめの解消についての判断
 - (8) 取組内容の点検・評価
- 5 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の意味及び判断・報告
 - (2) 重大事態の調査の実施
 - (3) 学校が重大事態の調査主体となる場合
 - (4) 結果の提供
- 6 いじめ問題への取組に対する評価・検証

資料

- ・問題行動報告書
- ・問題行動発生状況報告書

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でもどの学級でも、どの児童にも起こり得ることであり、被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られなければならないという基本的な認識に立ち、常にこの問題を厳しく受け止め、一人の犠牲者も出さないという強い意志をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において、次に掲げる場合をいじめと、定義している。

（定義）

第2条 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

◆「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」や「悪口（陰口）を言う」などのほか、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。

◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠

されたり、嫌なことをさせられたりすることや、パソコンやタブレット、スマートフォンや携帯電話等での誹謗中傷なども意味する。

◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。

◆インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

このことに加えて平成29年度3月14日の改訂によって「けんかは除く」とされていたものが、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的に行うことなく、いじめを受けた、または、いじめを受けた疑いのある児童の立場に立って考えることが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定する場合や、心身の苦痛を表現することができない、もしくは表現することが苦手であるといった個人の特性を踏まえるとともに、いじめられていることに本人が気づいていない場合（インターネット上で誹謗中傷を書き込まれたが、本人がそのことを知らずにいるような場合等）もあること等を認識したうえで、当該児童の表情や様子及び周囲の児童の状況も含めて確認し、いじめにあたるか否かを判断する必要がある。

3 いじめの理解

いじめは、人として決して許されない行為であり、児童の心や体を深く傷つける人間の尊厳、人権にかかわる重大な問題であり、断じて許されない行為である。いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造や、日頃から児童が発する小さなサインを見逃さず、児童や保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応することが重要であることを理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以

下、SNSという)でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

(暴力を伴わないもの)

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやタブレット、スマートフォンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、学校対策組織を設置する。

イ 学校対策組織の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭等複数の教職員で構成する。なお、必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、民生委員、児童委員等）を招聘する。

ウ 学校対策組織は次のような役割を担う。

- ①「亀川小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機

能しているかを点検し、その取組に係る具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正というPDCAサイクルの検証の中核となる役割

②いじめの相談・通報の窓口としての役割

③いじめの早期発見のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

④いじめに係る情報（いじめが疑われる情報を含む）があった場合、緊急に会議を開いて、その情報を共有するとともに、速やかに関係児童に対するアンケート調査及び聞き取り調査等を実施することにより、事実関係を把握する役割

⑤いじめの被害児童に対する支援や体制、加害児童に対する指導、及び保護者との連携や保護者への説明等、いじめ事案に対する対応方針を決定するとともに、組織的な対応を行うための中心的な役割

⑥いじめの未然防止やいじめ事案に係る対処・対策に係る校内研修を企画・実施する役割

（２）未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 児童会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさ

せ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童に授業規律を徹底させるとともに、児童にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会等と定期的に情報交換したり、学校運営協議会や地域共育コミュニティの制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。また、毎年年度当初学校いじめ防止基本方針について児童、保護者に説明するとともに、学校のホームページに掲載し公表することで、地域に対する周知を行う。

カ インターネット上のいじめの防止

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や小さなサインを見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケート等の実施

いじめアンケート（ともだちアンケート）を6月、11月、2月に実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。学級担任等は、いじめアンケート（ともだちアンケート）の結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。また、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用する。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童等の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の（ア）～（オ）に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

（ア）安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

（イ）事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

（ウ）指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

（エ）情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

（オ）報告

学校は、いじめの対処について、事故報告書「問題行動報告書」（別紙1参照）等を提出するなどにより、教育委員会へいじめ事案発生から解決に向けた取組の詳細を報告する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年2回（4月、9月）、校内研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、育友会総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

学校対策組織に外部の専門機関等を交えたケース会議等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

(7) いじめの解消についての判断

平成29年3月14日改定の国の「基本方針」において、いじめが「解消している」状態として①「いじめに係る行為が止んでいること」（少なくとも3ヶ月を目安とする）②「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」（面談等により確認する）の2つの要件が少なくとも満たされている必要があるとされていることを踏まえ、必要に応じて他の事情も含めて判断する。

(8) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味及び判断・報告

法第28条第1項及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、次に掲げる場合をいじめの重大事態と受け止め、適切に対応する。次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

- 一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受け
る児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義（文部科学省「児童の問題行動等
生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）を踏まえ、年間30日を目
安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているよう
な場合にも、上記目安にかかわらずに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。
- オ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3) 学校が重大事態の調査主体となる場合

- ア 学校が重大事態の調査主体となった場合は、学校いじめ対策組織において速やかに調査を行い、事案の事実関係、学校や教育委員会の対応の検証、及び調査で明らかになった事実関係や検証内容に基づいた今後の対応と再発防止策等について取り纏める。
- イ 学校が重大事態の調査主体となった場合においても、教育委員会と密に連携し、教育委員会の助言や指導を受けながら、調査を行う。
- ウ 学校は、重大事態の調査結果を踏まえ、教育委員会と協議のうえ、重大事態への対処及び再発防止のために必要な措置を講じる。
- エ いじめの重大事態への調査については、調査主体が学校もしくは教育委員会のいずれになったとしても、「海南市いじめ防止基本指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月文部科学省)」、及びその他関係法令等を踏まえ、適切に調査を行う。

平成 26 年 3 月 1 日作成

平成 29 年 8 月改訂

平成 30 年 6 月改訂

令和 7 年 9 月改訂